条例イメージ　　　　　　　　　別紙２

戸田市スポーツ推進条例（案）

令和●年●月●日

条例第●号

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにし、また地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりと経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、幅広い分野への効果が期待されるものである。

また、スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」として位置づけられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」という、スポーツに関わる権利を保障する考えが示されている。

本市においては地域資源であるボートコース・ボート競技をはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、誰もがスポーツに参画できる社会の実現に努め、生涯にわたりスポーツに親しみ、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境を築きスポーツを推進するため、この条例を制定する。スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにするものだけではなく、地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりと経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、スポーツの意義や果たす役割の重要性が高まっているとともに、言語や生活習慣の違いを超え、夢、感動、希望等を与えることができる世界共通の文化となっている。
本市においては地域資源であるボートコース・ボート競技をはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、誰もがスポーツに参画できる社会の実現に努め、生涯にわたりスポーツに親しみ、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境を築きスポーツを推進するため、この条例を制定する。

 (目的)

第1条　この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ団体等及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の理解と参加のもとで、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(2)　事業者　市内において事業を営む全ての者をいう。

(3)　スポーツ　日常生活における軽い運動や楽しみながら体を動かすこと、また高いレベルまでの競技を含んだものをいう。

(4)　スポーツ関連団体　市内においてスポーツ・レクリエーションに関係する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条　スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)　全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。

(2)　スポーツ団体、地域住民、学校、家族等の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。

(3)　 スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、競技水準の向上が図られること。

 (4)　 障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツをすることができるよう、障害に応じて必要な配慮がなされるとともに、社会参加の推進に寄与すること。

(5)　本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第4条　市は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2　市は、誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康保持・増進につなげていけるよう、関係団体、町会・自治会等と連携するものとする。

3　市は、関係機関それぞれが主体的にスポーツ推進事業を行っていけるよう、環境整備や助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

(市民の役割)

第5条　市民は、スポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域のスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条　スポーツ団体は、基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及び競技水準の向上等、スポーツに関係する自主的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条　事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツ活動を行いやすい環境の整備に取り組むとともに、戸田市や関係団体と適宜情報交換を行いながら、専門的な知識や方法を活かした教室の実施等、行政と連携した事業を展開し、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第8条　市民は、生涯スポーツ・レクリエーションを通して、健康な心と体をつくり、地域コミュニティを創造し、『パートナーシップでつくる　人・水・緑　輝くまち　とだ』をめざすものとする。

2　市民は、生涯スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康な心と体をつくり、明るく豊かな生活をおくるよう努め、友情と交流の輪を広げ、躍動する快適都市戸田市をつくるよう努める。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第9条　市は、スポーツ団体等と協力し、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備)

第10条　市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、市が設置するスポーツ施設のバリアフリー化を含む機能の強化その他の必要な環境の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第11条　市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。